

重要事項説明書

(販売価格)

第1条 本商取引において受注者となるお客さまが見積書を発行する際、提供する商品・サービスの価格に対し、従来の取引を本プラットフォーム上にて行う既存取引は3%、本プラットフォーム上で新たに開始する新規取引は初回のみ10%（以後、3%）を乗じて自動的に生成され、当社と発注者となるお客さまはその価格をもって取引を行うものとします。但し、経済情勢の変化により上記の利率を変更する場合があります。

詳細は Trust Linkage ユーザーマニュアル 6 ページ「1. システム概要」をご参照ください

(禁止行為)

第2条 本プラットフォーム上で行う取引においては、許認可が必要な業種の商材や第三者の知的財産に関する権利等（出願中のものを含む）（以下「知的財産権」という。）を侵害する違法な取引は禁止します。なお、当社は、お客さまに対して、本規約の条件に従って本サービスを適正に管理・使用されているか否かを監査することができます。

詳細は商取引基本規約第21条、24条をご参照ください

(譲渡又は担保提供の禁止)

第3条 お客さまは、本約定書により生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならないものとします。但し、相手方の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではありません。

詳細は商取引基本規約第23条をご参照ください

(早期資金化サービス)

第4条 本プラットフォームにはお客様の資金繰りをご支援するため、通常取引の売掛金の回収条件より早く資金化することのできるサービスがあります。但し、本プラットフォーム上で発行された発注書を基に借入行為をした債権については本サービスを利用することは出来ません。

詳細は商取引基本規約第20条(2)、別途『「早期資金化」サービス利用規約』をご参照ください

(組織の変更等の通知)

第5条 お客さま及び当社が営業の変更、資本金の減少、法人組織の変更又は合併をしようとするときは、遅延なく相手方に通知するものとします。お客さま及び当社が名称、商号、住所又は代表者を変更したときは、遅延なく相手方にその旨を通知するものとします。

詳細は商取引基本規約第25条をご参照ください

(利用規約の変更)

第6条 民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当社は、変更内容および変更日を当社ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、本規約の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規約を適用するものとします。

詳細はトラスト・リンケージ利用規約第16条をご参照ください

(取引限度額)

第7条 お客さまの取引限度額とは、本プラットフォーム上における取引で発生した当日までの債権債務及び将来発生する債権債務の総額をいいます。ただし、限度額においては当社で取り決めた金額とします。

詳細は商取引基本規約第18条をご参照ください

(入金及び支払条件)

第8条 代金の入金及び支払条件は下記のとおりとします。

- (1) 当月に発注者となるお客さまが検収をした商品・製品または運送の代金は、当月末締め翌月末日までに、当社が指定する口座に入金するものとします。
- (2) 当社は、当月に受注者となるお客さまより受領した請求書の代金を当月末締め翌月末日までに、お客さまが指定する金融機関口座に振り込む方法により支払うものとします。
- (3) 本条1号・2号において、入金及び支払日が土日祝祭日、12月31日から翌年の1月3日までの日にあたる場合は、当社の前営業日とします。
- (4) お客さまが代金の支払を怠ったときは、支払期日の翌日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

詳細は商取引基本規約第19条をご参照ください

(入金及び支払条件の変更)

第9条 お客さまの申し出により代金の入金及び支払条件は下記のとおり変更することができます。

- (1) 発注者となるお客さまは前条(1)により定めた条件のもと当社が指定する口座に入金するものとしますが、見積り依頼時に当社への支払期日について締め日を含めて最大3ヶ月後の月末まで変更することができます。
- (2) 前条(2)記載の取引に基づいて生じた債権のうち全部又は一部について早期資金化サービスを利用することにより、受注者となるお客さまの指定された日に所定の利用率を値引きした金額を入金することができます。ただし、入金日は、受注者となるお客さまの申し出より最短2営業日後となります。本サービスについては別途『「早期資金化」サービス利用規約』をご参照ください。なお、支払総額の明細表には本サービス利用料が仕入値引きという記載で通知されます。
- (3) 本条1号・2号において、約定日が土日祝祭日、12月31日から翌年の1月3日までの日にあたる場合は、当社の前営業日を約定支払日とします。
- (4) 発注者となるお客さまが代金の支払を怠ったときは、支払期日の翌日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
詳細は商取引基本規約第20条をご参照ください

以 上

施行日2024年4月30日